

平成 28 年 3 月 29 日

## 自家用電気工作物の安全の確保に関する行政評価・監視 ＜調査結果に基づく通知＞

総務省近畿管区行政評価局（局長：茂垣<sup>もがき</sup> 栄一<sup>えいち</sup>）は、自家用電気工作物（※）の安全の確保を図る観点から、平成 27 年 8 月から 28 年 3 月にかけて、奈良行政評価事務所を動員し、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部（以下「近畿支部」という。）及び自家用電気工作物を設置する 40 事業場を調査しました。

この度、その結果に基づき、平成 28 年 3 月 29 日に近畿支部に対して必要な改善措置を講ずるよう通知することとしましたので、その概要を公表します。

※ 自家用電気工作物とは、電力会社から高圧（600 ボルト超）で受電して電気を使用する設備などをいいます。



キュービクル式高圧受電設備



変電設備等が設置された部屋の入口

### 【照会先】

総務省 近畿管区行政評価局  
第一部第 2 評価監視官 森野高司  
電 話：06 - 6941 - 8759

奈良行政評価事務所  
評価監視官 黒川慎治  
電 話：0742 - 24 - 0300

## 調査の背景

- ◆ 自家用電気工作物の設置者に自主保安体制の確保を義務付け
- ◆ 自家用電気工作物に係る電気事故は、近隣に停電をもたらすなど、国民生活に多大な影響を及ぼす場合あり
- ◆ 近畿支部管内には、約 14 万の事業場に自家用電気工作物が設置

〈資料編 P 1～3 参照〉



- ◆ 近畿支部は、事故発生を防止するため、立入検査やセミナー等を実施
- ◆ 一方、自家用電気工作物に係る感電死亡事故は、近畿支部管内で平成 25 年度に 2 件、26 年度に 4 件発生。また、近隣に停電を発生させる事故（波及事故）は、25 年度に 54 件、26 年度に 59 件発生

〈資料編 P 3 参照〉



- ◆ 自家用電気工作物の安全の確保を図る観点から、40 事業場（大阪府 20 事業場、奈良県 20 事業場）における保安の実施状況、近畿支部による指導監督等の実施状況を調査

## 主な調査事項と調査結果

### 1 自家用電気工作物の適切な維持・管理の推進

調査した事業場の約 6 割（25/40 事業場 62.5%）で保安確保が不十分

- ① 保安規程の紛失、不遵守など（28 事例）
- ② 主任技術者の未選任など（5 事例）
- ③ 技術基準に不適合（3 事例）

このほか、改善が望ましいと考えられるもの（6 事例）

### 2 自家用電気工作物の設置者等に対する効果的な指導監督等の実施

- ① 長期にわたり届出等が行われていない事業場の中には、保安体制が不十分となっているものが存在するおそれあり
- ② 調査した事業場の中には、電気事故の事例や立入検査の実施結果等を周知している近畿支部主催のセミナーや同支部ホームページについて承知していないなど、周知対象の拡充・周知方策の検討を行う余地あり



## 通知事項

- ・ 保安規程の制定、届出及び遵守並びに主任技術者等の選任等を適正に行わせるよう努めること
- ・ 自家用電気工作物の維持管理の適正化を図るよう一層の指導及び周知方策の検討
- ・ 現在実施している主任技術者が未選任の事業場の解消に向けた指導の継続、長期間届出等がない事業場の実態把握について検討
- ・ 電気事故の事例や立入検査の実施結果等の周知対象の拡充及び周知方策の検討

# 1 自家用電気工作物の適切な維持・管理の推進

## 制度・仕組み

電気事業法（昭和39年法律第170号）により、自家用電気工作物の設置者に次のことを義務付け

### ① 保安規程の制定、届出及び遵守（第42条）

自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、国に届け出るとともに、これを変更したときは、変更した事項を届け出ること。

また、設置者及びその従業者は、保安規程を遵守すること。

### ② 主任技術者の選任等（第43条）

自家用電気工作物の保安の監督に係る業務を行わせるため、  
i) 主任技術者免状の交付を受けている者等を主任技術者として選任すること、又は、ii) 電気保安法人等と保安管理業務を委託する契約を締結した上で、保安上支障がないものとして国の承認を受けること。

### ③ 技術基準適合維持（第39条）

電気工作物が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすることや、電気工作物の損壊により電力会社の電気の供給に著しい支障を及ぼさないこと等の視点から定められた「電気設備に関する技術基準を定める省令」で定める基準（以下「技術基準」という。）に適合するように自家用電気工作物を維持すること。

近畿支部は、立入検査、セミナー等を利用して遵守すべき事項等を指導、周知

## 調査結果

〈資料編P4〜〉

調査した事業場の約6割（25/40事業場 62.5%）で保安確保が不十分  
※ 大阪：13/20事業場、奈良：12/20事業場、42事例

### ① 保安規程の紛失、不遵守など（28事例（大阪15、奈良13））

- ・ 保安規程を紛失（大阪2、奈良2）
- ・ 保安規程で定めた点検頻度を遵守せず（大阪6、奈良3）
- ・ 主任技術者の指摘事項（技術基準不適合につき要改修）について未改修（奈良1） など

### ② 主任技術者の未選任など（5事例（大阪3、奈良2））

- ・ 主任技術者を未選任（大阪1）
- ・ 主任技術者が常時勤務せず（大阪2） など

### ③ 技術基準に不適合（3事例（大阪2、奈良1））

- ・ 自動販売機の接地（アース）工事を未施工（大阪1）
- ・ 高圧引込みケーブル用の構内電柱の足場金具を地上1.8m未満の位置に設置（大阪1、奈良1）

このほか、技術基準には抵触していなかったものの、分電盤の前に物品が置かれており、異常時における点検の実施に支障が生じるおそれがあるなど、改善が望ましいと考えられるもの（6事例（大阪1、奈良5））

## 通知事項

- 設置者及び主任技術者等に対して、自主保安体制の根幹となる保安規程及び主任技術者等の役割の重要性について一層の指導及び周知方策の検討を行い、保安規程の制定、届出及び遵守並びに主任技術者等の選任等を適正に行わせるよう努めること。
- 設置者及び主任技術者等に対して、自家用電気工作物の維持管理の適正化を図るよう一層の指導及び周知方策の検討を行うこと。

## 2 自家用電気工作物の設置者に対する効果的な指導監督等の実施

### 制度・仕組み

#### ① データベースの活用

- ・ 近畿支部は、自家用電気工作物の設置者名、事業場名、所在地、主任技術者の選任形態、氏名等の情報を入力したデータベースを保有し、設置者からの保安規程や主任技術者の選任の届出等に基づき、入力情報を更新
- ・ 近畿支部は、データベースを届出等の審査、立入検査対象事業場の選定等に活用  
平成 25 年度以降は、主任技術者の選任形態が「未選任」となっている事業場を対象に調査を行い、主任技術者等の選任等を行うよう指導

#### ② 普及・啓発

- ・ 近畿支部は、電気事故の事例や立入検査の実施結果等を整理し、設置者や主任技術者等が自家用電気工作物の保安確保に取り組む際の参考となるよう、セミナーやホームページ等で普及・啓発

〈資料編 P14〉

### 調査結果

#### ① 長期にわたり届出等が行われていない事業場の中には、保安体制が不適当となっているものが存在するおそれあり

- ・ データベース上、主任技術者が選任済みとなっている事業場であっても、長期にわたり届出等が行われていない事業場では、次のような状況
  - ※ 調査した事業場のうち、
    - i) 主任技術者が未選任となっており、保安体制が不適当（大阪 1）
    - ii) 主任技術者の選任形態の変更を未届出（大阪 1）
    - iii) i、ii の事業場は、いずれも自主保安体制の根幹となる保安規程を紛失
- ・ データベースに、所在地が昭和 40 年代に合併消滅した三島町（現 摂津市）や河内市（現 東大阪市）等のままの事業場や旧社名の事業場が散見  
⇒ 長期にわたり届出等が行われていないとみられ、上記と同様の状況となっている事業場が存在するおそれあり

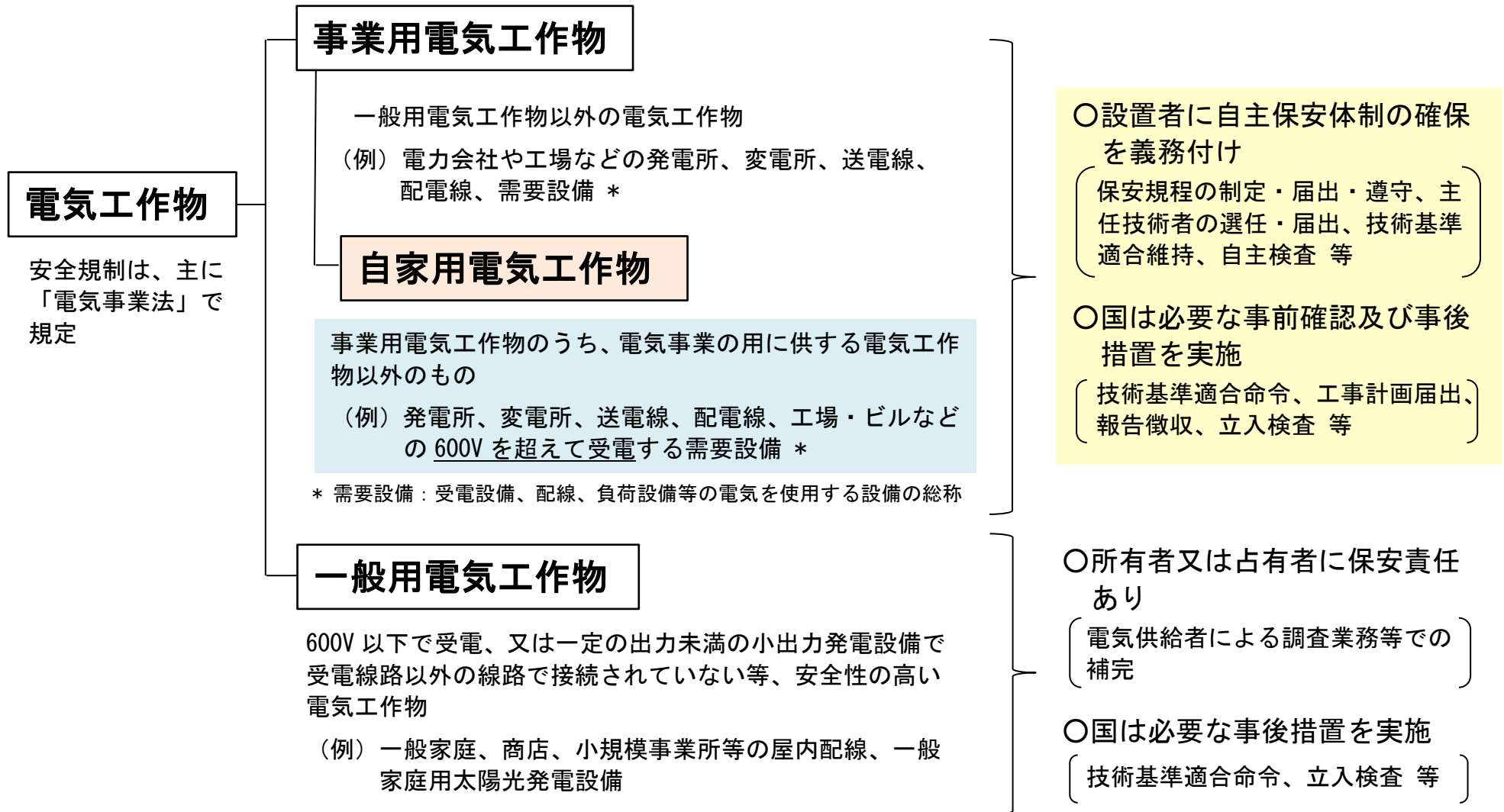
#### ② 調査した事業場の中には、近畿支部主催のセミナーや同支部ホームページについて承知していないなど、周知対象の拡充・周知方策の検討を行うことが課題

### 通知事項

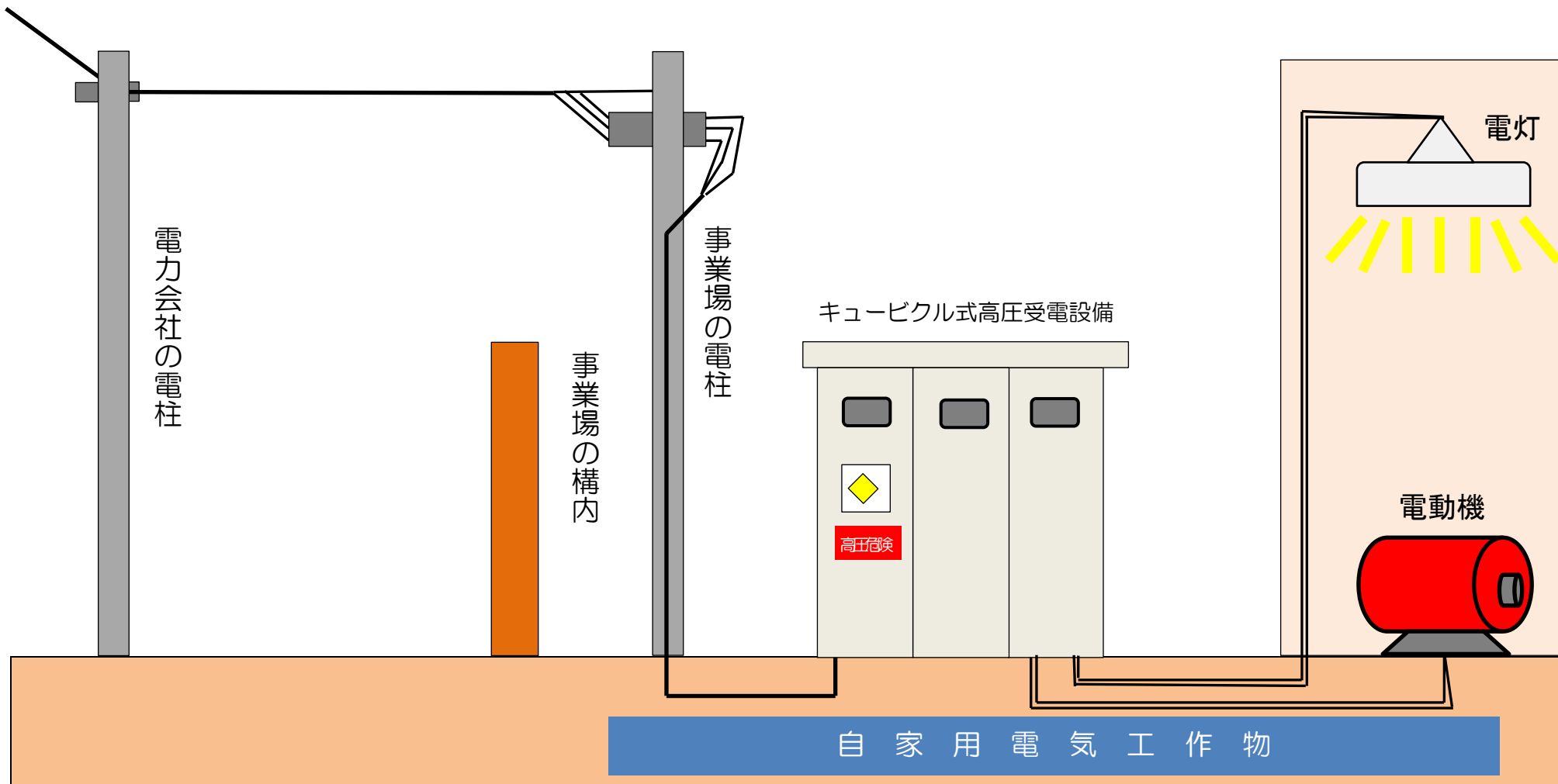
- ① 現在実施している主任技術者が未選任の事業場の解消に向けた指導を継続するとともに、データベースの活用方策を検討し、長期間届出等がない事業場の実態把握について検討すること。
- ② 電気事故の事例や立入検査の実施結果等の周知対象の拡充及び周知方策の検討を行うこと。

# 《資料編》 自家用電気工作物の安全の確保に関する行政評価・監視

## ○ 自家用電気工作物とは



# ○ 自家用電気工作物のイメージ



## ○ 自家用電気工作物を設置された事業場数

(単位：事業場)

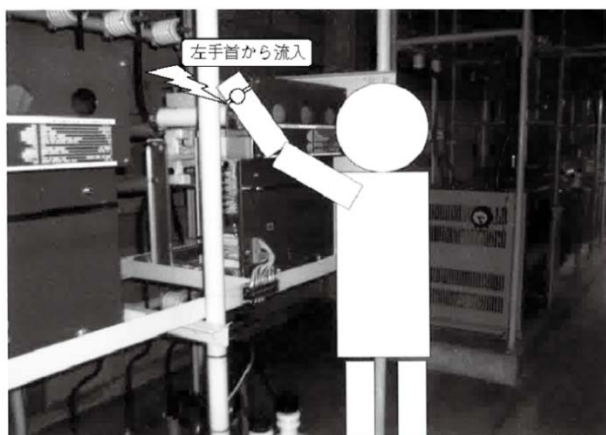
府 県 名	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	その他	近畿支部 管内計
事業場数	9,974	15,922	63,362	35,543	7,985	7,420	1,173	141,379

- (注) 1 近畿支部の資料による。  
 2 平成 26 年度末現在の事業場数であり、「その他」は、福井県、岐阜県及び三重県の一部区域等に係るものである。  
 3 全国の事業場数(平成 25 年度末)は、863,777 である。

## ○ 自家用電気工作物に係る事故の例

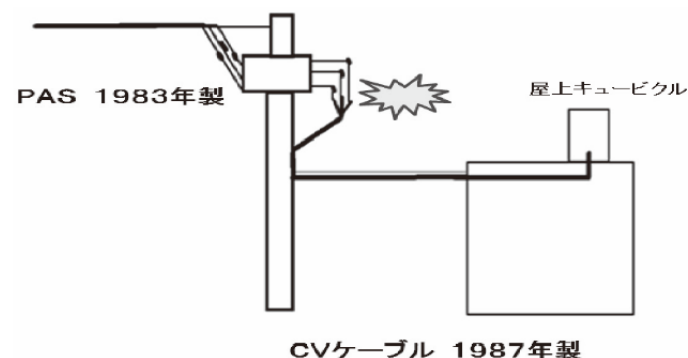
### (感電死亡事故 平成 26 年度)

電気工事業者が作業工程について身振り手振りをまじえて説明している際、誤ってコンデンサー上部にある高圧真空開閉器の一次側に接触し感電死亡した。



### (波及事故 平成 25 年度)

- ・ 構内第 1 柱の CV ケーブル三叉管上部付近より雨水が浸入。C 相が絶縁破壊し地絡事故になる。地絡継電器が不動作のため PAS が開放せず、波及事故に至った(供給支障時間 44 分)。
- ・ 管理技術者は、精密点検の結果を基に再三設置者にケーブル及び PAS の取替を要請していた。



- (注) 1 近畿支部がホームページで公表している資料から抜粋  
 2 コンデンサー：蓄電器      開閉器：電路を開閉 (on/off) する機器      CVケーブル：屋内外配線用の電力ケーブルの一種  
C 相：3 本ある電線 (A~C 相) の 1 本      地絡事故：電路と大地間が接触する事故      地絡継電器：波及事故防止のため、地絡事故を検出する機器  
PAS：電力会社と自家用電気工作物設置事業場との責任分界点に設置される引込み開閉器

## ○ 事業場の調査結果

### 1 保安規程の紛失、不遵守など（28 事例／大阪 15、奈良 13）

#### (1) 保安規程を紛失していたもの（4 事例／大阪 2、奈良 2）

所在府県名	事例の概要	備考
大阪府	保安規程を紛失していた。	今回の調査を契機に、改めて保安規程を作成し、変更を届出予定
大阪府		今回の調査を契機に、改めて保安規程を作成し、変更を届出済み。
奈良県		
奈良県		

#### (2) 保安規程で定めた点検頻度が守られていなかったもの（9 事例／大阪 6、奈良 3）

所在府県名	事例の概要	備考
大阪府	保安規程では、①「日常巡視点検手入」は半月（設備や点検項目によって一部例外あり）ごと、②「定期巡視点検手入」は1年（設備や点検項目によって一部例外あり）ごとに実施することと定められているが、①の点検を1か月ごとに実施、②の点検を年1回実施せず、3年に1回実施する「精密点検手入」と併せて実施している。	—
大阪府	保安規程では、1年（設備や点検項目によって一部例外あり）ごとに実施することと定められている「定期巡視点検手入」及び「測定」を毎年実施しておらず、3～5年に1回実施する「精密点検手入」と併せて実施している。	—
大阪府	保安規程では、1年（設備や点検項目によって一部例外あり）ごとに実施することと定められている「定期点検」について、3年に1回実施することとしている「精密点検」と併せて実施しているため、平成25年9月以後の「定期点検」が未実施となっている。	—
大阪府	保安規程では、非常用予備発電設備の「日常巡視点検手入」の点検周期が半月と定められているが、実態は月1回の実施となっている。	主任技術者は、「保安規程を実態に合わせて変更することを検討したい。」としている。
大阪府	保安規程では、①「月次点検手入」（1か月に1回実施）、②「年次定期点検手入」（1年（設備や点検項目によって一部例外あり）に1回実施）、③「年次精密点検手入」（3年に1回実施（設備や点検項目によって一部例外あり））、④「測定」（3年（設備や点検項目によって一部例外あり）に1回実施）を実施することと定められている。 しかしながら、②～④の点検等については、平成26年4月に点検等項目の一部を抜粋した点検を実施しているにすぎず、10年以上規定どおりに点検等を実施していない。	主任技術者は、「10年以上もこれらの点検等を実施しないことは適当ではないと考えられるため、平成28年中に点検等を行う予定である。」としている。



所在府県名	事例の概要	備考
大阪府	<p>保安規程では、①「日常巡視点検」（1か月（設備や点検項目によって一部例外あり）に1回実施）、②「定期巡視点検」（1年（設備や点検項目によって一部例外あり）に1回実施）、③「精密点検」（3年（設備や点検項目によって一部例外あり）に1回実施）を実施することと定められている。</p> <p>しかしながら、</p> <p>i) 上記②の点検については、日常巡視点検で異常が認められた場合に実施することとしており、保安規程に定めた点検頻度で点検を実施していない。</p> <p>ii) 上記③の点検については、点検頻度を遵守しているものの、点検内容の一部（遮断器に関するもの）について、点検を実施していない。</p>	—
奈良県	<p>保安規程では、①「日常巡視点検手入」は半月（設備や点検項目によって一部例外あり）ごと、②「定期巡視点検手入」及び「測定」は1年（設備や点検項目によって一部例外あり）ごとに実施することと定められているが、実際の点検頻度は、①の点検が1か月ごと、②の点検及び測定が2～3年ごととなっている。</p>	<p>主任技術者は、「①日常巡視点検手入については、現状に合わせて実施頻度を月1回とし、保安規程の変更届を提出したい。また、②定期巡視点検及び測定については、できる限り保安規程に則して年1回の実施を図りたい。」としている。</p>
奈良県	<p>保安規程では、「定期点検」を1年（設備や点検項目によって一部例外あり）ごとに実施することと定められているが、平成24年の点検が未実施となっている。</p>	<p>事業場の連絡責任者は、「平成25年以後の点検は実施しており、今後も必ず実施するようにしたい。」としている。</p>
奈良県	<p>保安規程では、「定期巡視・点検・手入れ」を2年（設備や点検項目によって一部例外あり）ごとに実施することと定められているが、実際の点検頻度は5～6年ごととなっている。</p>	<p>事業場の総括管理者は、「保安規程では、2年ごとの点検実施を定めているため、今後、社内で改善策を検討したい。」としている。</p>

### (3) 主任技術者等が点検の結果、技術基準に適合していないため改修が必要と指摘した事項について未改修のままとなっていたもの（1事例／奈良1）

所在府県名	事例の概要	備考
奈良県	<p>平成26年8月に実施した年次点検において、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）（以下「技術基準」という。）第58条に基づき0.1MΩ（メガオーム）以上とされている低圧電路の絶縁抵抗値が0MΩとなっていたことから、主任技術者等（電気保安法人）は、「低圧回路共有部（電灯盤1）の絶縁抵抗が不良であり、改修が必要である。」旨改善を指摘している（※）が、未改修のままとなっている。</p> <p>〔 ※ 年次点検結果に基づく指摘後、平成27年9月までに実施した計12回の月次点検のうち、11回の点検報告書の特記事項（連絡事項）欄でも同じ内容の指摘がある。 〕</p>	<p>絶縁抵抗とは、電流が流れる電路における電路相互間及び電路と大地との間の絶縁性（電流が漏れない性能）のことであり、その値の単位はMΩ（メガオーム）である。</p> <p>絶縁抵抗値が低くなると漏電を生じ、感電や火災等の原因となることから、絶縁抵抗値の測定は、電気保安の基本となっている。</p>

(4) 保安規程の内容に変更が生じたにもかかわらず変更していなかったもの（2事例／奈良2）

所在府県名	事例の概要	備考
奈良県	過去に届け出た保安規程の内容について、次のとおり変更が生じたにもかかわらず、保安規程を変更していなかった。 ① 大規模な設備変更が行われているにもかかわらず、電気設備に係る図面が未変更のままとなっている。 ② 保安業務組織が大幅に変更されているが、保安業務組織に係る組織名及び組織図が未変更のままとなっている。	保安規程の変更を届出予定
奈良県	過去に届け出た保安規程の内容について、次のとおり変更が生じたにもかかわらず、保安規程を変更していなかった。 ○ 保有していない電気設備の点検項目等が保安規程に記載されており、現状の電気設備と保安規程の内容が適合しない。	保安規程の変更を届出予定

(5) 保安規程を変更していたが届け出ていなかったもの（2事例／奈良2）

所在府県名	事例の概要	備考
奈良県	保安管理業務の外部委託法人の変更に伴い保安規程の全面変更を行っていたが、変更を届け出ていなかった。	今回の調査を契機に、事業場が保安規程を確認したところ、変更届を失念していたことが判明した。（変更を届出済み。）
奈良県	主任技術者の変更に伴い保安規程の全面変更を行っていたが、変更を届け出ていなかった。	設備担当者の業務多忙により社内手続が停滞し、届出を行わないままとなっていた。（今回の調査を契機に、社内手続を進め、変更を届出済み。）

(6) 保安規程で定めた保安教育・訓練を実施していなかったもの（3事例／奈良3）

所在府県名	事例の概要	備考
奈良県	保安規程では、主任技術者は電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、①電気工作物の保安に必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない、②事故その他非常災害が発生した時の措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする定められているが、①、②共に実施していない。	主任技術者は、「電気保安担当課が電気関係以外の施設管理業務も担当し多忙のため、近年は保安教育・訓練を実施していないが、保安規程で実施することを定めているため、関係者の理解を得て実施したい。」としている。
奈良県	保安規程では、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生した時の措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする定められているが、実際には実施していない。	事業場の責任者及び主任技術者等（電気保安法人）は、「保安規程で定めているため、保安訓練を実施することを検討したい。」としている。
奈良県	保安規程では、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生した時の措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする定められているが、実際には実施していない。	主任技術者は、「電気関係以外の業務もあり多忙のため、これまで保安訓練を実施していなかったが、保安規程で定めているため、実施することを検討したい。」としている。

(7) 保安規程で定めた運転又は操作の基準を作成していなかったもの（7事例／大阪7）

所在府県名	事例の概要	備考
大阪府	保安規程では、自家用電気工作物の運転又は操作の基準（以下「運転操作基準」という。）を作成することと定められているが、当局が主任技術者等に対して、規定に基づく運転操作基準の作成の有無を聴取した結果、「規定に基づく運転操作基準は作成していない。」旨説明があり、また、当局が、事業場の保安規程の綴り等を確認した際にも運転操作基準と思われる書類を確認することができなかった。	各主任技術者等は、事業場に設置された自家用電気工作物の運転操作の方法を心得ていると説明しているが、非常時等に備え、運転操作基準を作成しておく必要があるものと考えられる。
大阪府		
大阪府		
大阪府		
大阪府		
大阪府		
大阪府		



## 2 主任技術者の未選任など（5事例／大阪3、奈良2）

### (1) 主任技術者等を選任等していなかったもの（1事例／大阪1）

所在府県名	事例の概要	備考
大阪府	電気主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任する許可を得ていたが、同者は既に退職しており、現在、主任技術者等は選任等されていない。	事業場の責任者は、今回の調査を契機に、電気保安法人等に外部委託することとし、事務処理を進めているところであるとしている。


### (2) 主任技術者が事業場に常時勤務していなかったもの（2事例／大阪2）

所在府県名	事例の概要	備考
大阪府	電気保安業務を委託している法人からの派遣者（第三種電気主任技術者）を主任技術者に選任している。 主任技術者の選任形態は「専任」であるが、同者は当該事業場に隔日で勤務しており、同者が勤務しない日には、同法人からの別の派遣者（第一種電気工事士の資格を有するが、主任技術者の資格はなし）が保安管理業務に従事している。	経済産業省の「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」及び「電気主任技術者制度に関するQ&A」では、「常時勤務」（週40時間（週5日、1日8時間勤務）を目安）が必要とされている。
大阪府	事業場所在市の隣接市に居住する第三種電気主任技術者免状を有する者に電気保安業務を委託し、主任技術者として選任している（それまでは、「外部委託」）。 主任技術者の選任形態は「専任」であるが、同者は、月1回の月次点検時のみ事業場に出向いており、常時勤務していない。	

### (3) 保安管理業務を委託している電気保安法人等を変更していたにもかかわらず、変更後の電気保安法人等に係る承認を受けないままとなっていたもの（2事例／奈良2）

所在府県名	事例の概要	備考
奈良県	過去に承認を受けた保安管理業務の外部委託先を変更していたにもかかわらず、変更後の外部委託先に係る承認を受けないままとなっていた。	今回の調査を契機に、事業場が外部委託承認申請書を確認したところ、保安管理業務の外部委託法人を変更していたにもかかわらず、外部委託承認申請を失念していたことが判明した。 （現在は、外部委託承認を申請済み。）
奈良県		保安管理業務の外部委託先（個人事業者）を変更していたにもかかわらず、設備担当者の業務多忙により外部委託承認申請書への代表者印の押印等社内手続きが停滞し、申請書が未提出のままとなっていた。 （今回の調査を契機に、社内手続きを進め、外部委託承認を申請済み。）




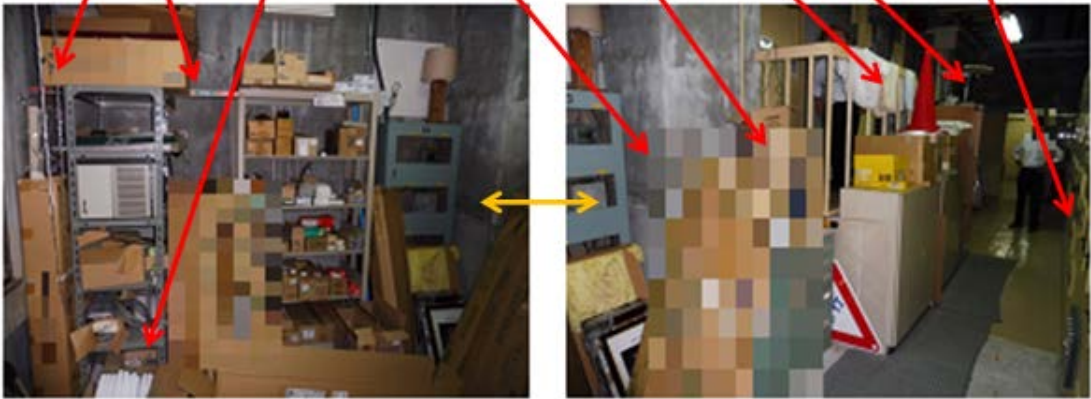
### 3 技術基準に適合していなかった事項がみられたもの（3事例／大阪2、奈良1）





所在府県名	事例の概要	備考
大阪府	<p>事業場の正面入口横に設置された清涼飲料水の自動販売機4台のうち、2台の接地（アース）工事が行われていない状態であった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【技術基準】</p> <p>第10条（電気設備の接地） 電気設備の必要な箇所には、異常時の電位上昇、高電圧の侵入等による感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件への損傷を与えるおそれがないよう、接地その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>第11条（電気設備の接地の方法） 電気設備に接地を施す場合は、電流が安全かつ確実に大地に通ずることができるようにしなければならない。</p> </div>	現在は、接地工事済み。
大阪府	<p>柱上高圧気中開閉器（PAS）が設置されている高圧引き込みケーブル用の構内電柱の足場金具が、技術基準（地表上 1.8m以上）未満の高さに設置されていた。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【技術基準】</p> <p>第24条（架空電線路の支持物の昇塔防止） 架空電線路の支持物には、感電のおそれがないよう、取扱者以外の者が容易に昇塔できないように適切な措置を講じなければならない。</p> <p>【電気設備の技術基準の解釈（平成27年12月3日改正 経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課）】</p> <p>第53条（架空電線路の支持物の昇塔防止（省令第24条）） 架空電線路の支持物に取扱者が昇降に使用する足場金具等を施設する場合は、地表上 1.8m以上に施設すること。</p> </div>	現在は、取り外し済み。

所在府県名	事例の概要	備考
奈良県	<p>柱上高圧気中開閉器（PAS）が設置されている高圧引込みケーブル用の構内電柱の足場金具が、技術基準（地表上 1.8m以上）未満の高さに設置されていた。</p> 	現在は、取り外し済み。



4 技術基準には抵触していなかったものの、分電盤の前に物品が置かれており、異常時における点検の実施に支障が生じるおそれがあるなど、改善が望ましいと考えられるもの（6事例／大阪1、奈良5）

所在府県名	事例の概要
大阪府	<p data-bbox="421 459 992 491">分電盤の前にダンボール箱等が置かれていた。</p>  
奈良県	<p data-bbox="394 935 790 1034">受電室内に設置された高圧機器を囲う施錠された柵の前にダンボール箱等が置かれていた。</p>  <div data-bbox="1003 754 2045 786" style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> <span>消耗品の棚</span> <span>蛍光灯</span> <span>ダンボール箱</span> <span>コピー用紙</span> <span>布</span> <span>木製棚</span> <span>高圧機器を囲う柵</span> </div> 

所在府県名	事例の概要	
奈良県	<p>発電室内に軽油入りポリタンク等が置かれていた。</p> 	<p>持ち運び式の発電機    軽油入りポリタンク    草刈り機    軽油入りポリタンク</p>  <p>発電機</p>
奈良県	<p>分電盤の周辺にダンボールやハンガー等が置かれていた。</p> 	<p>分電盤    消耗品の棚    ハンガー    ダンボール類    看板</p>  <p>〔 事業場の責任者は、店内改装のため一時的に物品を置いており、改装後に片付けると説明している。 〕</p>



所在府県名	事例の概要
奈良県	<p data-bbox="421 406 1108 438">発電室内にスプレー缶やダンボール等が置かれていた。</p>  <p data-bbox="1451 226 1854 255">防虫用のスプレー缶やその液体燃料</p>
奈良県	<p data-bbox="392 1018 750 1152">キュービクルが設置されている機械室内に、塩素入りのポリタンク等が置かれていた。</p>  <p data-bbox="981 842 1232 869">塩素入りのポリタンク</p> <p data-bbox="1281 842 1429 869">キュービクル</p> <p data-bbox="1473 842 1630 869">ダンボール箱</p> <p data-bbox="1675 842 1729 869">脚立</p> <p data-bbox="1774 842 1854 869">古新聞</p> <p data-bbox="1899 842 1975 869">自転車</p>

## ○ 近畿支部が実施している自家用電気工作物の安全に係る啓発の概要

啓発方法	啓 発 の 概 要
セミナーの開催	<p>近畿支部は、電気使用安全月間（※）の前月に当たる7月を中心に、主任技術者等に対して、前年度の電気事故の事例や最近の法令改正等の状況を紹介するセミナーを開催</p> <p>（※） 経済産業省は、感電死傷事故発生の最も多い8月を電気使用安全月間と定め、関係各団体において自主的に実施している安全運動を集中的に展開することにより、運動をより効果的なものとして広く国民の間に電気使用の安全に関する知識と理解を深め、もって電気事故の防止に資することとして、毎年各種取組を実施している。</p>
ホームページへの掲載	<p>近畿支部は、ホームページにおいて、電気事故や立入検査の結果を踏まえた注意事項、自家用電気工作物に関する法令等の改正内容、各種申請・届出等の手続方法、同支部が主催するセミナーの開催案内等を掲載</p> <p>URL：<a href="http://www.safety-kinki.meti.go.jp/denryoku/top/index.htm">http://www.safety-kinki.meti.go.jp/denryoku/top/index.htm</a></p>
メールマガジンの配信	<p>近畿支部は、主任技術者等を対象に「中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課メールニュース」を毎月配信し、最新の電気事故情報や法令等の改正内容、同支部が主催するセミナーの開催等を周知（平成28年2月現在の登録者数は約500人）</p> <p>URL：<a href="http://www.safety-kinki.meti.go.jp/denryoku/2015/merumagaosirase.htm">http://www.safety-kinki.meti.go.jp/denryoku/2015/merumagaosirase.htm</a></p>
セミナーへの講師派遣	<p>近畿支部は、電気事業、電気機械器具・材料の製造・販売業、電気工事業等の事業者の各団体や電気保安法人等が会員等を対象に開催している各種セミナーに、各団体からの依頼に基づき職員を派遣し、電気事故や立入検査の結果を踏まえた注意事項、自家用電気工作物に関する法令等の改正内容等を説明</p>
電気保安法人等が発行する機関誌の活用	<p>近畿支部は、電気事業、電気機械器具・材料の製造・販売業、電気工事業等の事業者の各団体や電気保安法人等が会員や契約設置者向けに定期発行している機関誌等に、電気事故情報や立入検査結果等を寄稿</p>